

# 福島市再生可能エネルギー発電施設の 適切な設置及び管理に関する条例（案）について

# 1-①. 有識者等の意見

本条例の骨子について様々な分野の専門家や、関係事業者からご意見をいただきました。

## (1) 物質・エネルギー科学分野：福島大学教授

- ・ 禁止区域を設けて規制していくならば、代替えとして再生可能エネルギー推進の施策もセットで準備する必要がある。
- ・ 条例化は必要だが5条森林（森林法における地域森林計画で対象とする森林）を禁止区域とするのは、やりすぎ感がある。

## (2) 林業：福島大学准教授

- ・ 条例案は厳しめだが、業者は事業化が容易な所に流れてきており現在の福島市の状況を踏まえると、（5条森林を含めた）これぐらいの強さで当然で、十分意味がある。
- ・ 木を切って太陽光はありえない。20～30年のスパンではなく100～200年のスパンで考えること。後にはげ山が残るだけ。
- ・ 山の景観を守るため市がどういう努力をしていくかが大事で、しっかり山を守っている人への手当てが必要。

## (3) 植物分類学・生態学：福島大学教授

- ・ 再生可能エネルギー発電施設への規制は現在は緩いので、条例化の方向性はいいと思う。
- ・ 禁止区域を設けるなど規制を厳しくするなら、再生可能エネルギーの推進策はセットで必要。

## (4) 野生動植物管理学・景観生態学：福島大学准教授

- ・ 風力発電機（風車のブレード）へのバードストライクによって、鳥類の死骸をクマ等が食べに来るようになり、その地帯の生態系が変化した事例が報告されている。
- （ソーラー発電について：因果関係ははっきりしていない。以下、あくまでも有識者としての個人の意見）
- ・ クマが奥山へ逃げるか人里へ逃げるかは、工事着手、現場の入り方が重要。
- ・ 令和3年11月に「県林地開発許可」がなされ、翌令和4年8月に吾妻地区において人身事故が3件発生している。因果関係はわからないが、人里へ逃げてきたクマが人里の環境に慣れず起こってしまった可能性は0ではない。
- ・ 工事期間中は重機の音や、作業員がいるため野生動物は現場へは近寄らないと思うが、工事が完了した後は人の気配がなくなるため戻ってくると思われる。ただ、以前とは違い開けた場所になるので、ニホンジカが生息しやすい環境となり、ニホンジカの増加が懸念される。

## 1-②. 有識者等の意見

### (5) 環境省：裏磐梯自然保護官事務所

- ・自然公園法と市条例の禁止区域との関係性について、制度上は個別の制度となる。
- ・自然公園法に基づく国立公園等において、市条例で禁止区域が設けられている場合は条例との調整が必要。

### (6) 林業事業者：福島県北森林組合

- ・森林を伐採しソーラーが設置されると、樹木が切られることで、森林の持つ機能が失われ、土砂災害の恐れが高くなる。
- ・5条森林に禁止区域をかけるのは妥当性がある。
- ・メガソーラーはSDGsとか再生可能エネルギーではあるが、大規模な開発は森林破壊につながる。二酸化炭素の吸収源は、唯一森林である。森林を守ることは国土を守ることにもなるので、将来に向けて適切な管理を行うべきと考える。

### (7) 林野庁：福島森林管理署

- ・国有林の保安林に当該条例をかけることに問題はない。
- ・メガソーラー建設により国有林への土砂流出が起きた事例も出ている。

### (8) 法律分野：弁護士

- ・禁止区域を設定することは、財産権に制限をかけることとなるので、規制することの合理性は公益性により判断される。
- ・設置済み、又は工事中の発電施設について、事業者に対し、条例施行後の事象に対する義務（規制）を課すことは問題ない。
- ・許可の要件として、発電事業者に対し説明会の開催を義務付けるのは問題ないが、町内会等との協定を義務付けることはできない。

# 2-①. 条例案の概要（基本的事項）

## 1. 前文

福島市を取り巻く再生可能エネルギー発電施設の状況やノーモア メガソーラー宣言の趣旨を踏まえた前文

## 2. 目的（第1条）

再生可能エネルギー発電施設の適切な設置等に関して必要な事項を定め、再生可能エネルギー発電施設の適切な設置及び管理を確保することにより、災害と獣害の防止、水資源の涵養、景観と歴史文化の保全、生息生物の保護等を図り、もって、市民の生命及び財産を守り、市民が誇りに思う本市の豊かな環境を次世代に守り継ぐとともに、ゼロカーボンの実現に資する適正な再生可能エネルギー発電施設の導入を促進すること

## 3. 対象となる再生可能エネルギー発電施設（第2条）

### (1) 太陽光発電施設

出力10kW以上の太陽光発電施設 及び 附帯設備  
※適用除外：建築物に設置されるもの  
工場立地法に基づき設置される環境施設 等

### (2) 風力発電施設

風力発電施設 及び 附帯設備  
※適用除外：建築物に設置されるもの 等

## 4. 市の責務（第3条）

- ・ 条例の目的を達成するため、必要な措置を適切かつ円滑に講ずる
- ・ 再生可能エネルギー発電施設の設置が市域に影響を及ぼすおそれがある場合は、周辺自治体に協力を求める等必要な措置を講じる

## 5. 発電事業者の責務（第4条）

- ・ 関係法令及びこの条例を遵守する
- ・ 災害の防止、自然環境及び景観の保全ために必要な措置を講じるよう努める
- ・ 近隣住民等との良好な関係を構築するよう努める
- ・ 苦情及び紛争が生じたときは、誠意をもって解決するよう努める

## 6. 禁止区域（第5、6条）

補足資料①

- ・ 再生可能エネルギー発電施設を設置してはならない区域

## 7. 費用の確保（第9条）

- ・ 発電事業者は、①、②の費用を確保しなければならない  
①再生可能エネルギー発電施設の維持管理に要する費用  
②再生可能エネルギー発電施設の撤去及び廃止に要する費用

## 8. 再生可能エネルギー発電施設の設置許可（第10条、第11条）

- ・ 禁止区域等以外の区域では発電施設の設置許可制を導入し、許可基準のいずれにも該当すると認めるときでなければ、設置許可をしてはならない

## 9. 審議会への諮問（第34条）

- ・ 必要に応じて、福島市環境審議会（分科会）に諮問し、意見を聞くことができる

## 10. 手数料（第35条）

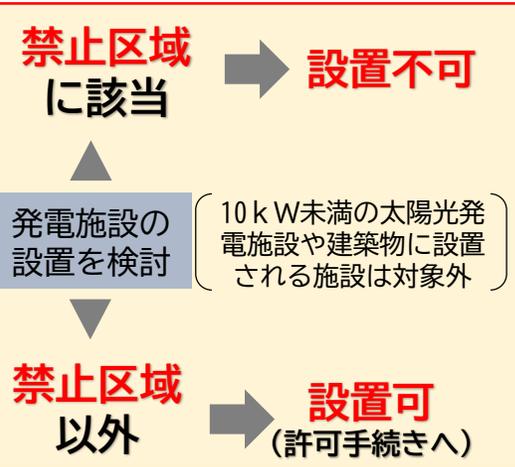
※開発許可申請手数料を参考に設定

- ・ 設置許可又は変更許可を受けようとする場合、申請の際に手数料を納付しなければならない

設置許可申請	事業区域面積に応じて 13,000円～480,000円
変更許可申請	面積見合いで算定 ほか

# 2-②. 条例案の概要(再生可能エネルギー発電施設の設置～廃止の流れ)

許可手続き等  
【事前協議～設置許可まで】



**事前協議**  
設置許可申請をしようとする発電事業者は、再生可能エネルギー発電施設の設置計画概要を市長に提出し、事前協議しなければならない。(第7条)

**近隣住民等への説明・意見の聴取**  
①発電事業者は、事前協議完了後に設置計画概要を公表し、その翌日から14日以降に近隣住民等に対し説明会を開催。  
②近隣住民等は、説明会が終了した日の翌日から30日を経過するまでの間、発電事業者に対し意見書を提出。  
③発電事業者は、近隣住民等の意見に対し、必要に応じて協議し、誠実に回答。  
④発電事業者は、③による協議と回答内容を市長に提出。(第8条)

**設置許可申請**  
設置許可を受けようとする発電事業者は、意見に対する回答内容を市長に報告してから1年以内かつ工事着手の60日前までに許可申請。(第10条)

**設置許可**  
市長は、許可基準の全てに該当すると認めるときでなければ、設置許可をしてはならない。  
※災害の防止、良好な景観及び自然環境等の保全並びに地域との調和に関して必要な条件を付することができる。(第11条)

変更許可(第17条)  
(軽微変更は届出)  
地位の承継等(第26条)

【設置許可後～廃止等まで】

**標識の設置**  
設置許可を受けた発電事業者(許可事業者)は、許可事業の廃止までの間、事業区域において公衆の見やすい場所に標識を設置。(第12条)

**工事着手～完了検査**  
①設置工事着手の届出(第14条) 施設の設置工事着手する14日前までに届出  
②設置工事完了の届出(第15条) 施設の設置工事を完了後14日以内に届出  
③設置工事完了の検査(第16条) 造成等が完了したとき、及び、設置工事の全てが完了した時に市の検査を受ける(→市から検査結果を許可事業者へ通知)

**定期報告(毎年度)**  
許可事業者は発電施設の撤去が完了するまで、①～③を市長に報告  
①施設の前年度の維持管理の状況  
②施設の撤去費用の確保の状況  
③許可基準及び許可条件に適合している状況(第19条)

**撤去～原状回復**  
①撤去開始の届出(第22条) 撤去日の30日前までに届出  
②撤去完了の届出(第23条) 撤去完了後30日以内に届出  
③許可事業廃止の届出(第24条)  
④原状回復の努力義務(第25条)

その他

- (1) 施設の管理：維持管理及び保守点検(第20条)、事故等の報告(第21条)、報告の徴収(第27条)、立入調査(第28条)
- (2) 指導、措置命令、公表など：指導及び助言(第29条)、勧告(第30条)、措置命令(第31条)、違反事実の公表等(第32条)、許可の取消し(第33条)
- (3) 情報の開示など：関係書類の保存及び閲覧(第13条)、非常時の連絡先の公表(第18条)、情報の開示(努力義務を含む)(第36条)
- (4) その他：国又は地方公共団体の特例(第37条)、条例施行前の既存発電施設に関する届出(附則) など

補足資料②

# 補足資料①

## 禁止区域と根拠法令等 (第5、6条関連)

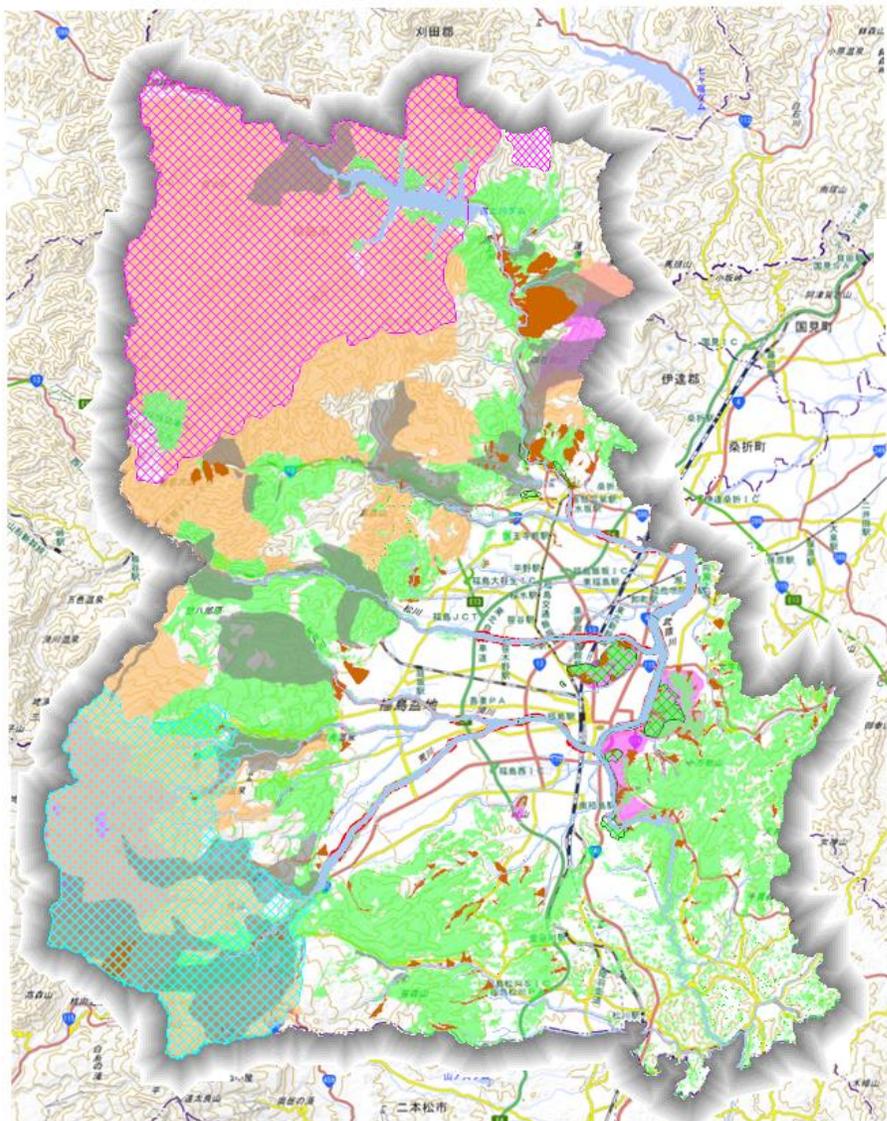
### 太陽光発電施設の禁止区域

太陽光 発電 施設	No.	禁止区域	根拠法等
	1	砂防指定地	砂防法
	2	地すべり防止区域	地すべり等防止法
	3	急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律
	4	土砂災害特別警戒区域・土砂災害警戒区域	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律
	5	洪水浸水想定区域のうち家屋倒壊等氾濫想定区域	水防法
	6	河川区域	河川法
	7	地域森林計画における森林区域・保安林	森林法
	8	自然公園	自然公園法
	9	鳥獣保護区	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律
	10	国指定重要文化財等の建造物、国指定史跡名勝天然記念物の区域	文化財保護法
	11	県指定重要文化財の建造物、県指定史跡名勝天然記念物の区域	福島県文化財保護条例
	12	市指定有形文化財の建造物、市指定史跡名勝天然記念物の区域	福島市文化財保護条例
	13	水源保護地域	福島市水道水源保護条例
	14	風致地区	福島市風致地区内における建築等の規制に関する条例
	15	特に景観を保全することが必要な区域として別に定める区域	—
16	土砂災害のおそれがある区域として市長が規則で定める区域	—	

### 風力発電施設の禁止区域

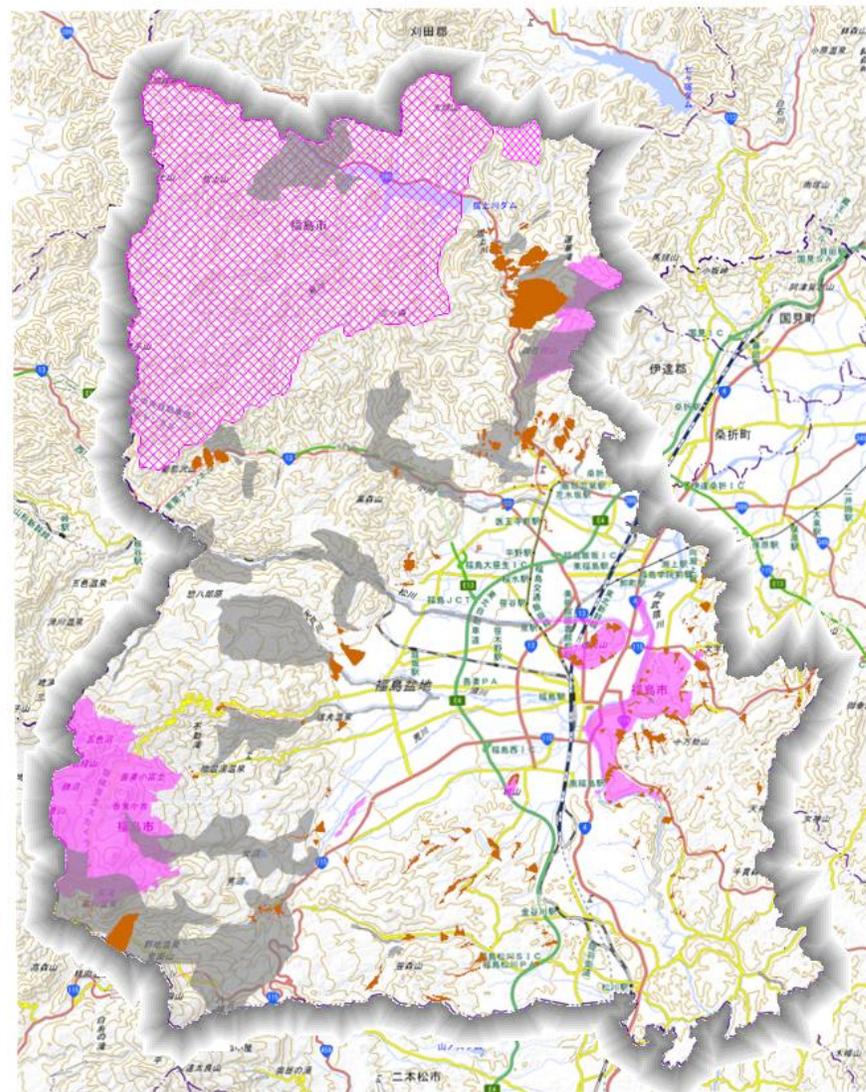
風力 発電 施設	No.	禁止区域	根拠法等
	1	砂防指定地	砂防法
	2	地すべり防止区域	地すべり等防止法
	3	急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律
	4	土砂災害特別警戒区域・土砂災害警戒区域	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律
	5	鳥獣保護区	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律
	6	水源保護地域 同地域境界から風力発電施設の最高地上高に相当する距離以内の区域	福島市水道水源保護条例
7	土砂災害のおそれがある区域として市長が規則で定める区域	—	

## 1. 太陽光発電施設の禁止区域



凡例	禁止区域
	1砂防法
	2.3.4急傾斜・地すべり・土砂
	5水防法: 家屋倒壊等
	6河川法
	7-1森林法
	7-2保安林
	8自然公園法
	14 風致条例
	9 鳥獣保護区
	13 水源保護条例
	市町村界

## 2. 風力発電施設の禁止区域



凡例	禁止区域
	1砂防法
	2.3.4急傾斜・地すべり・土砂
	9 鳥獣保護区
	13 水源保護条例
	市町村界

# 補足資料②

# 既存発電施設に対する規制の範囲など

## 既存発電施設に対する規制

- ・ 条例施行日前に設置済み、または工事中の既存発電施設（既存事業者）に対する本条例の適用が及ぶ範囲

既存事業者の義務	① 施行後半年以内に既存施設の届出【附則3】
	② 届出人に変更があった場合は30日以内に届出【附則4】
	③ その他の届出内容に変更があった場合の届出【附則5】
	④ 令和7年内の標識の設置【附則6】
	⑤ 設置工事の場合は、完了後3か月以内に標識を設置【附則6】
	⑥ 非常時連絡先の公表【附則7】
	⑦ 土砂の流出等が発生しないよう、適正な維持管理【附則8】
	⑧ 維持管理状況の定期報告【19条】
	⑨ 事故・災害発生時の復旧義務【21条】
	⑩ 事故・災害発生時の報告義務【21条】
	⑪ 発電施設撤去時に30日前までの届出【22条】
	⑫ 発電施設撤去後に30日以内に届出【23条】
	⑬ 発電事業廃止の届出【24条】
	⑭ 廃止後の原状回復の努力義務【25条】
	⑮ 工事進捗や稼働状況に係る情報開示の努力義務【36条】
既存事業者への市の権限	⑯ 報告の徴収【27条】
	⑰ 立入調査【28条】
	⑱ 指導及び助言【29条】
	⑲ 定期報告・維持管理・事故の報告・資料の提出等をしない場合の勧告【30条】
	⑳ 勧告に従わない場合の措置命令【31条】
	㉑ 措置命令に従わない場合の違反事実、氏名、住所の公表等【32条】
	㉒ 必要に応じた審議会への諮問【34条】

## 禁止区域内の既存発電施設の取り扱い

- ・ 禁止区域内において、条例施行日前に設置済み、または工事中の既存発電施設の追加工事等を条例施行後に行った際の取り扱い  
 ※追加工事：増設、拡張、移転に伴い、太陽光パネル設置（10kW以上）や風車の建設を行うこと

		設置済・工事中の既存発電施設
既存事業の区域内	設備更新、縮小、撤去など	可
	設備増設など	不可
既存事業の区域外	区域拡張、設備増設など	不可

### 3. 今後のスケジュール（予定）

